

雫石町等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	主事、技師及び保育士の職務	29	16.6	主事	23	52	29.7	係員級
				保育士	6			
2	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事、技師及び保育士の職務	23	13.1	主事	18	54	30.9	課長係補佐級
				技師	1			
				保育士	4			
3	(1) 主任及び主任保育士の職務 (2) 主査の職務 (3) 係長の職務	46	26.3	係長	1	46	26.3	係員級
				主査	7			
				主任	36			
				主任保育士	2			
4	(1) 困難な業務を分掌する主査の職務 (2) 困難な業務を分掌する係長の職務 (3) 課長補佐、室長補佐、事務局長補佐及び事務局長の職務	54	30.9	課長補佐	7	54	30.9	課長係補佐級
				事務局長補佐	1			
				係長	40			
				主査	6			
5	(1) 困難な業務を処理する課長補佐、室長補佐、事務局長補佐、事務局長及び事務局長の職務 (2) 課長、室長、推進監、出納監、所長（雫石町東京事務所長及び保育所長を除く。）、館長（児童館長を除く。）、事務長、事務局長の職務	14	8.0	課長	7	14	8.0	課長補佐級
				事務長	1			
				事務局長	1			
				室長	1			
				課長補佐	3			
室長補佐	1							
6	(1) 会計管理者の職務 (2) 教育次長の職務 (3) 困難な業務を所掌する課長、室長、推進監、所長（雫石町東京事務所長及び保育所長を除く。）、館長（児童館長を除く。）、事務長、事務局長の職務	8	4.6	会計管理者	1	8	4.6	課長級
				教育次長	1			
				課長	5			
				事務局長	1			
7	(1) 高度の知識又は経験を有する会計管理者の職務 (2) 高度の知識又は経験を有する教育次長の職務 (3) 高度の知識又は経験を有し、困難な業務を所掌する課長、室長、推進監、所長（雫石町東京事務所長及び保育所長を除く。）、館長（児童館長を除く。）、事務長及び事務局長の職務	1	0.6	課長	1	1	0.6	課長級
		175	100.0					

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4	(1) 診療所の所長の職務 (2) 高度な知識又は経験が必要とする副所長の職務	1	100.0	所長	1
		1	100.0		

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2	(1) 薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師の職務	1	33.3	栄養士	1
4	(1) 主任薬剤師の職務 (2) 主査の職務 (3) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師のうち主任の職務	2	66.7	栄養主査	1
				主任診療放射線技師	1
		3	100.0		

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 困難な業務を行う准看護師の職務	1	4.2	保健師	1
3	(1) 保健師又は看護師のうち主任の職務 (2) 困難な業務を行う保健師又は看護師の業務を行う職務 (3) 特に困難な業務を行う准看護師の職務	15	62.5	主任保健師	3
				保健師	4
				看護師	8
4	(1) 主査の職務 (2) 看護師長又は看護副師長の職務 (3) 保健師長の職務 (4) 困難な業務を行う主任保健師又は主任看護師の職務 (5) 極めて困難な業務を行う准看護師の職務	8	33.3	看護師長	1
				看護副師長	2
				主任看護師	5
		24	100.0		